

令和 8 年度岩手県中部保健所運営協議会

岩手県中部保健所 令和 8 年度運営方針

管理福祉課

1 地域医療の安全、安心の推進

良質な医療提供体制の確立を図るため、各医療機関における適正な医療の提供等を確保する観点から取組を推進

(1) 医療法等に基づく施設の許認可事務

医療法に基づく管内の医療施設等の開設、廃止及び変更等に係る申請又は届出業務の適切な実施

(2) 医療法に基づく立入検査の実施

6～2月にかけて99施設（病院12、診療所34、歯科診療所14、施術所29、歯科技工所8、助産所2）に対し実施

(3) 医療安全対策研修会の実施

医療従事者等を対象に、医療安全対策に関する知識等の習得や安全管理者等の資質向上を支援

研修時期：令和8年10月

2 地域医療連携体制の推進

地域の医療機関が施設の実情や地域の医療需要に応じた適切な役割分担と連携により、住民が地域で継続性のある適切な医療を受けられる体制の整備を推進

(1) 地域医療構想に基づく取組及び「岩手県保健医療計画（2024-2029）」に基づく圏域計画の着実な推進

圏域内の各病院や有床診療所における地域医療構想に掲げる病床機能等の具体的対応方針に係る検証を踏まえ、新たな地域医療構想の協議、策定を行う。

また、県の見直し方針や圏域計画に掲げた重点的な取組事項（脳卒中、周産期医療、新興感染症及び在宅医療）を中心に、市町や医療機関、関係団体等の取組状況とモニタリング指標等の検証を踏まえ、圏域計画の中間見直しを協議、策定を行う。

<スケジュール等>

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 8月 | 第1回地域医療連携推進（地域医療構想調整）会議（親会）の開催 |
| | ・新たな地域医療構想の方向性、圏域計画の中間見直しの方向性について 等 |
| 9月 | 第1回地域医療連携推進（地域医療構想調整）会議病院部会・市町部会の開催 |
| | ・新たな地域医療構想（骨子案）、圏域計画の中間見直し（骨子案）について 等 |

- 1 2月 第2回地域医療連携推進（地域医療構想調整）会議病院部会・市町部会の開催
・新たな地域医療構想（素案）、圏域計画の中間見直し（素案）について 等
- 2月 第2回地域医療連携推進（地域医療構想調整）会議（親会）の開催
・新たな地域医療構想（最終案）、圏域計画の中間見直し（最終案）について 等

(2) 災害医療対策の推進

大規模災害が発生した際の適切な医療支援に係る関係機関との初動体制や情報連携における課題を整理の上、圏域内の体制整備を推進
<スケジュール等>

- 7月 第1回岩手中部地域災害医療対策連絡会議
・災害医療（情報収集・伝達）訓練等について
- 9月 災害医療（情報収集・伝達）訓練の実施

(3) 中学生向け医師の職業体験セミナーの開催

県内で働く医師の確保に向けて、将来医師を目指す又は医師の業務に興味を持つ中学生やその保護者を対象にセミナーを開催
開催時期：令和9年1月

保健課

1 生活習慣病予防対策の推進

健康いわて21プラン（第3次）岩手中部保健医療圏計画を推進し、「生活習慣の改善及び発症・重症化予防の推進」、「働き盛り年代の健康づくりの推進」等を図るため、関係機関と連携した取組を推進

(1) 健康いわて21プラン（第3次）岩手中部保健医療圏計画（2024年度～2035年度）の推進

健康いわて21プラン岩手中部保健医療圏の取組方針の共有と意見交換を行い、関係機関と連携した取組を推進

- ア 岩手中部ヘルスサポートネットワーク会議の開催による取組状況の共有とモニタリング指標の評価
- イ 関係機関等における健康づくり取組状況調査等の実施

(2) 職域と連携した普及啓発等

事業所における健康づくり対策の取組を支援

- ア 出前講座や参加継続型講座の開催による個人や事業所の取組む健康づくり対策への支援
- イ 商工会議所や商工会等関係団体との連携による「いわて健康経営認定事業所」登録の推進

(3) 健康的な食生活習慣の形成支援

- ア 地域等において保健指導・栄養指導等を担う人材の育成支援
- イ 健康的な食生活を送れるよう、健康づくりキャンペーンを通じたスーパーマーケット等における情報発信による食環境づくり

(4) 健康的な環境整備の推進

- ア 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策の推進（相談指導、通報対応等）
- イ 特定給食施設等に対する指導（巡回指導）及び支援
 - 「日本人の食事摂取基準2025」等を活用した適切な栄養管理について指導
- ウ 外食栄養成分表示店登録事業の推進

(5) 生涯を通じた歯科保健の推進

- ア 「歯と口の健康週間」「いい歯の日」における普及啓発の実施
- イ 歯科保健に関わる乳幼児期、学童期に関わる従事者等を対象とした口腔ケアの推進に係る研修会の実施

2 自殺対策の推進

一人でも多くの自殺者を防ぐため「岩手中部地域自殺対策アクションプラン」を踏まえた関係機関等と連携した取組を推進

(1) 岩手中部地域自殺対策アクションプラン（2024年度～2028年度）の推進

岩手中部地域自殺対策アクションプランの取組方針の共有と意見交換を行い、関係機関と連携した取組を推進

- ア 岩手中部地域自殺対策ネットワーク会議の開催による取組状況の共有とモニタリング指標評価の検討
- イ 関係機関等における自殺対策の取組状況調査等の実施

(2) 関連機関とのネットワークの強化

関係機関とのネットワークを強化し、相談者を確実に関係機関につなげる等の具体的な相談支援の仕組づくりを推進

- ア 岩手中部地域自殺対策ネットワーク会議及び岩手中部地域自殺対策実務者連絡会等による連携強化
自殺対策の課題や取組の方向性の共有、切れ目のない支援に向けた関係機関の情報共有及び課題解決のための検討等の実施
- イ ワンストップ相談会の実施
消費者信用生活協同組合等と連携したワンストップ相談会の実施（9月、3月）

(3) 事業所等と連携した普及啓発

- ア 9月、3月の自殺防止月間・自殺対策強化月間を活用したこころの健康の普及啓発の実施
- イ 事業所への出前講座の実施（事業所における健康づくり対策と併せて実施）

(4) 地域住民に対する相談対応等

- ア うつ・自殺、心の不調、ひきこもり等に関する相談対応

精神科医師による専門相談（面接）、保健師等による随時相談（電話・面接・訪問）

イ 自死遺族交流会の開催や保健師による電話等による相談支援の実施

(5) 自殺対策に取り組む人材の育成等

ア 出前講座等におけるゲートキーパーの養成

イ 自殺対策に取り組む実務者研修会の開催

3 新興・再興感染症の発生・まん延に備えた対策等の推進

新興・再興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備とサーベイランス等の平時からの感染対策の充実強化の推進

(1) 医療提供体制及び関係機関等との連携体制の確保に向けた取組

感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の確保に向けた方針の共有と意見交換を行い、関係機関との連携体制を推進

ア 岩手中部圏域新型インフルエンザ等対策関係機関連絡調整会議や関係機関主催会議等を通じた国及び県の方針に基づく新たな医療提供体制の確保に向けた方針の共有と県行動計画等を踏まえた圏域の医療体制の検討

イ 新興・再興感染症の発生・まん延に備えた研修や訓練等を通じた関係機関との連携強化

(2) サーベイランス

サーベイランス体制の充実強化による早期対応とまん延防止

ア 令和7年4月から5類感染症に位置付けられた急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス体制の円滑実施

イ 医療機関等からの届出及び情報による迅速な感染症発生動向の把握と調査

ウ 社会福祉施設等でのクラスター把握と感染拡大防止

(3) 訓練・研修の実施

ア 高齢者施設等における感染対策の推進を支援するための研修会等の実施

イ 所内職員等を対象としたPPE着脱及び患者搬送訓練の実施

4 精神保健福祉対策及び難病対策の推進

(1) 精神障がい者等への支援体制の充実を図るための取組の推進

- ア 医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を目指すための連絡会等による関係機関と連携した取組の推進
- イ 精神科医師及び保健師による相談支援や関係機関と連携した地域生活支援等の実施
- ウ 緊急的な医療及び保護が必要な精神障がい者等に係る関係機関からの通報や相談への対応と必要に応じた医療の確保
- エ 市町におけるひきこもり相談支援及び支援体制の構築に向けた取組の推進
- オ 適正な精神科医療の確保のための精神科病院に対する実地指導・実地審査の実施
- カ 関係機関と連携した自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神保健福祉手帳の交付

(2) 難病患者の療養生活の支援体制の充実を図るための取組の推進

- ア 難病患者の療養生活の支援体制を推進するための連絡会等による関係機関と連携した検討の実施
- イ 難病患者・家族等を対象とした交流会や支援従事者を対象とした研修会等の実施
- ウ 特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費に係る申請等の受付及び受給者証の交付

環境衛生課

1 食の安全と安心の取組の推進

食中毒等、飲食に起因する危害発生防止を図るため、食品取扱施設への監視指導、HACCPに沿った衛生管理の推進、食品相談等への適切な対応等の実施。

(1) 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

立入検査、収去検査、食品衛生月間等重点事業等の実施、違反等発見時の改善指導の実施。

(2) 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の定着促進

ア 関係団体と協力し食品等事業者を対象としたワークショップや研修会の開催。

イ 食品等事業者に対する立入検査の機会を捉えた実践状況の確認及び個別指導。

ウ 食品衛生指導員による巡回指導を通じた営業者への指導・助言。

※ HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point; 危害分析重要管理点)とは、原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒等の健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。

(3) 食品衛生営業相談や食品苦情等に対する適切な対応

ア 食品取扱施設の構造設備、衛生管理及び食品表示等に関する相談への対応。

イ 不良食品・苦情発生時等の現地調査と改善指導の実施。

(4) 営業許可制度の見直しと営業届出制度創設等への適切な対応

ア 関係団体と連携した食品等事業所の状況把握。

イ 各種講習会等の機会を捉えた周知、説明の実施。

2 医薬品等の適正管理の推進

医薬品等の適正使用を確保し、これらによる健康被害の発生を未然に防止するため、薬局等の監視指導、事業者における自主管理体制の充実強化、薬物乱用防止対策等を実施。

(1) 監視計画に基づく薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導

薬局、医薬品販売業者等に対する立入検査、違反等発見時の改善指導の実施。

(2) 事業者の自主管理体制の充実強化の支援

ア 立入検査等の機会を捉えた個別指導・助言の実施。

イ 関係講習会、会合等における講習の実施。

(3) 地域連携薬局等認定制度の周知、普及

薬局に対する立入検査等の機会を捉えた認定制度に関する情報提供と認定に向けた働きかけの実施。

※ 「地域連携薬局」とは、地域の医療機関や他の薬局と適切に連携し、病院（診療）と施設・自宅（介護）の間をつなぐ役割を担う薬局として、都道府県知事が一定の要件を満たした薬局について認定するもの。

(4) 薬物乱用防止対策の実施

ア 「ダメ。ゼッタイ。普及運動」、「麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動」、「不正大麻、けし撲滅運動」等の実施。

イ 薬物乱用防止指導員の協力による住民に対する啓発活動の実施。

3 安全・安心な生活環境の確保

衛生的な生活環境を確保し、これらによる健康被害の発生を未然に防止するため、生活衛生関係営業施設等の監視指導、特にも入浴施設に対するレジオネラ対策の徹底及び水道水の安全確保に係る指導を実施。

(1) 生活衛生営業施設等への監視指導

監視計画に基づき旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等に対する立入検査を実施し衛生管理について指導。

(2) 入浴施設に対する重点的な衛生指導

レジオネラ属菌による健康被害の防止のため、旅館、公衆浴場施設に対する重点的な立入検査を実施、衛生管理及びレジオネラ属菌の自主検査の徹底を指導。

(3) 水道水の安全性の確保

水道施設に対する立入検査、水質管理、クリプトスポリジウム対策等水道水の安全確保に係る指導の実施。専用水道、簡易専用水道及び一般飲用井戸に係る指導、助言等。

(4) 化製場に対する監視指導

ア 化製場の所在する花巻市と連携し立入検査を実施し事業者を指導、関係機関による連絡会議を開催し情報を共有。

イ 構造基準、維持管理基準等不適合事項に係る改善指導を通じた悪臭問題の改善。

ウ 主管課である県民くらしの安全課と十分に協議しながら農林関係部局とも連携して対応。

4 人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進

愛玩動物の適正飼養と動物愛護意識の普及を図るとともに、動物による人の身体、財産等の侵害並びに生活環境保全上の支障の発生を防止するため、狂犬病予防の取組、動物取扱業者に対する監視指導、適正飼養の普及啓発、保護動物の適切な譲渡の実施。

(1) 狂犬病予防の取組の推進

ア 管内市町、獣医師会等との連携推進。

イ 動物取扱業者に対する立入検査と指導の実施。

ウ 予防接種を実施していない飼主を把握した際の個別指導。

(2) 動物取扱業者に対する監視指導

ア 「第3次岩手県動物愛護管理推進計画」に基づく取扱業者に対する立入検査の実施、適正管理の指導。

イ 動物取扱責任者研修会の開催。

(3) 適正飼養の普及啓発の取組

ア 回覧板等を活用した動物愛護に関する情報発信。

- イ 多頭飼育問題解決の方策検討のための社会福祉関係者との連絡会議の開催。
- ウ 地域の民生委員等を対象とした講習・懇談の実施。

(4) 保護動物の適切な譲渡に関する取組

- ア ホームページ等を活用した保護動物に関する情報発信。
- イ 動物愛護団体と連携した譲渡会の開催。
- ウ 新しい飼主に対する講習・指導の徹底。
- エ 一時預かりボランティアの活用による譲渡の推進。